

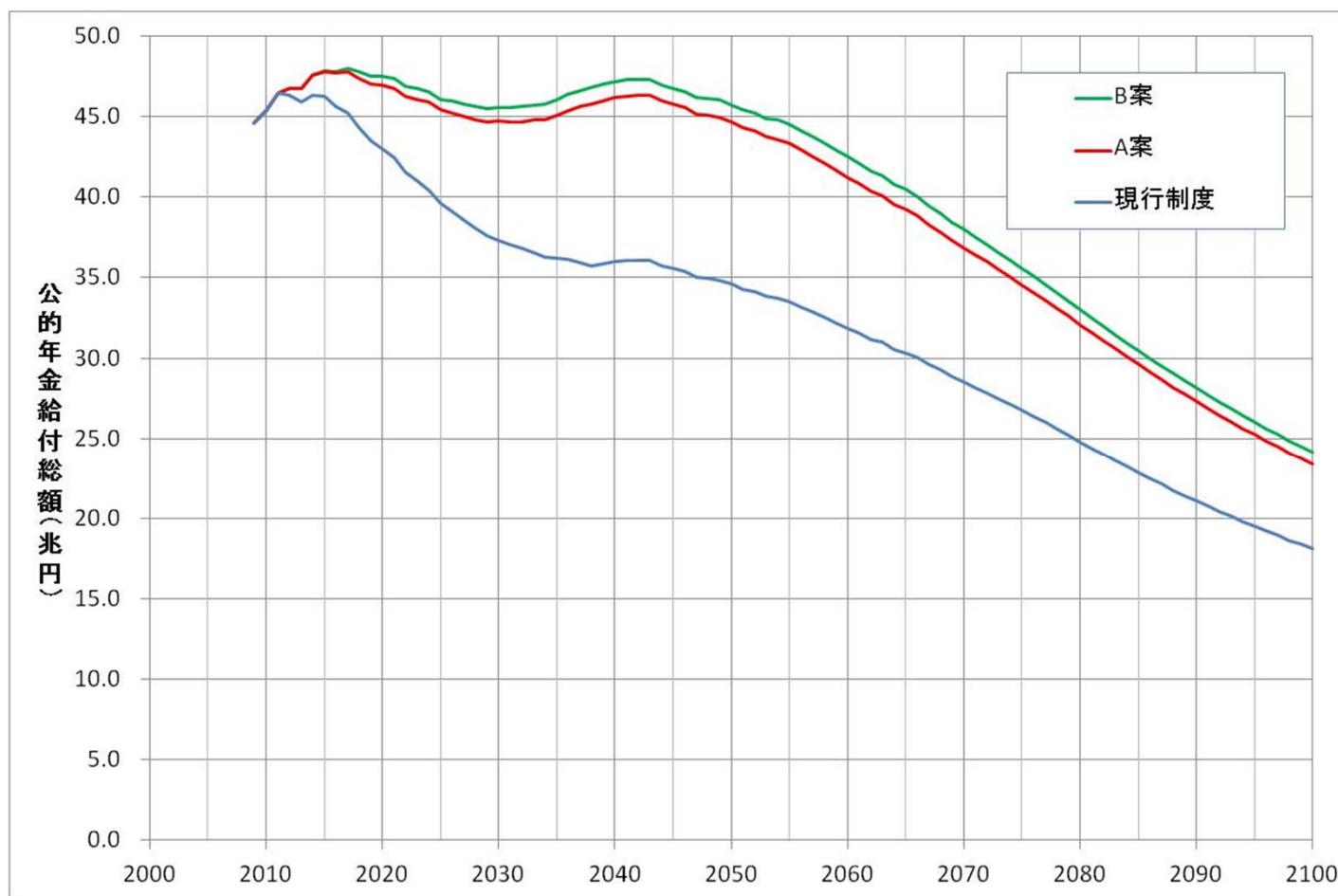
## 年金制度改革案の貧困リスク改善効果の比較

- 貧困高齢者比率の低減効果は、いずれも著しい
- 基礎年金に対するマクロ経済スライド等の非適用は効果が非常に大きい
- 逆に言うと、マクロ経済スライドは、低所得者に対するインパクトが大きかったということ
- 部分的税方式のB案は、所得再分配効果が大きく、効果的



## 年金制度改革案の追加費用の比較

- 年金の給付総額は、賃金上昇率で割り引いた実質的な額
- A案・B案の追加費用は、最大で10兆円くらいのオーダーでほぼ同じ
- A案は、生活保護の廃止は不可
- B案は、生活保護(75歳以上)を原則廃止することにより、追加費用の大幅削減可



# 年金制度の抜本改革の提案

---

- ▶ 世代内の所得再分配に重点を置いた公私の役割分担の見直しが基本
  - ▶ 世代間格差の解消はほとんど限界なので、高齢者の世代内の所得再分配に重点を置くべき
  - ▶ 高齢者の定義を65歳から75歳へ
  - ▶ 75歳以降を公的年金、75歳未満は原則として私的(自己責任)に
- ▶ 基礎年金(部分的税方式に)
  - ▶ 75歳未満(民営化・積立方式、過去の納付実績を引き継ぐ)
  - ▶ 75歳以上(税方式、所得制限付で満額支給、生活保護は対象外)
  - ▶ 2分の1の国庫負担があるので、財源の組み換えのみで実施可能(経過措置は不要)
  - ▶ 民営化に伴う二重の負担は小さく、税による負担も可能(全国民対象の制度だから)
- ▶ 厚生年金(支給開始年齢を75歳に)
  - ▶ 給付水準(75歳支給開始)をおよそ1.5倍に引上げ(現行制度は70歳支給開始で1.42倍)
  - ▶ 65歳までの繰上げ減額率を緩和(65歳支給開始の水準を維持、数理的等価にはしない)
  - ▶ 遺族年金は、年金受給額(見込額)の3/4から1/2へ(早期受給へのペナルティ)
  - ▶ 年金課税の強化(不要不急の早期受給へのペナルティ)
  - ▶ 実質的には、繰下げ増額率の見直しのみで実施可能(経過措置は不要)
  - ▶ この支給開始年齢の引上げは、世代内の所得再分配の強化だが、結果として、財政効果も期待

# 結びにかえて

---

- ▶ 公的年金制度に関しては、
  - ▶ 世代間格差の是正は、ほぼ限界
  - ▶ 世代内の所得再分配の強化が必要
  - ▶ 生活保護と基礎年金(老後の基礎的部分の保障)の関係の整理が必要
- ▶ 公的年金の十分性(Adequacy)
  - ▶ 特殊な世帯類型による所得代替率のみでは不十分
  - ▶ 貧困率(所得分布)の将来見通しを示すことが必要(Evidence-based)
- ▶ 公的年金の持続性(Sustainability)
  - ▶ 決定論的な財政見通し(期待値)で持続可能であっても、「50%の確率で持続可能」といっているだけ(雨の確率が50%のとき、傘なしで出かけますか?)
  - ▶ 確率シミュレーションで、持続可能な確率を示すことが必要(Evidence-based)
  - ▶ たとえば、90%くらいの確率で持続可能なら安心できるが、経済変数の確率変動が大きく、現実的には無理。したがって、50%の確率(Best estimate)で維持可能な制度を構築し、経済変動等に応じた定期的な見直しを行うことが必要